

震災に強いまちづくりに向けて
準防火地域の指定区域を拡大（堺市）
～平成23年12月から～

堺市では将来高い確率で発生が予測される大規模地震に備え、燃えにくいまちづくりをより一層進めるため、平成23年12月1日から、住宅を中心とする一般市街地への準防火地域の指定区域の拡大を予定しています。拡大する区域は下図のとおりです。詳しくは堺市建築都市局都市計画部都市計画課、堺市ホームページ（アドレスは下記参照）でご覧になれます。

※準防火地域の規制の適用日について

準防火地域の施行日平成23年12月1日(予定)時点で、工事中のものには、準防火地域の規制は適用されません。なお、建築確認申請を行い、確認済証が交付されていても、施行日時点で着工していないものは、準防火地域の規制が適用になります。

【問合せ】

(準防火地域の指定拡大(全般)について)

堺市建築都市局都市計画部都市計画課 TEL072-228-8398

(建築物の構造制限や建築確認申請等について)

堺市建築都市局開発調整部建築指導課 TEL072-228-7936

【ホームページ】

http://www.city.sakai.lg.jp/city/info/_toseibu/sonota/osirase/jyun_bouka.html


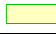

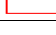
○準防火地域の指定を拡大する区域

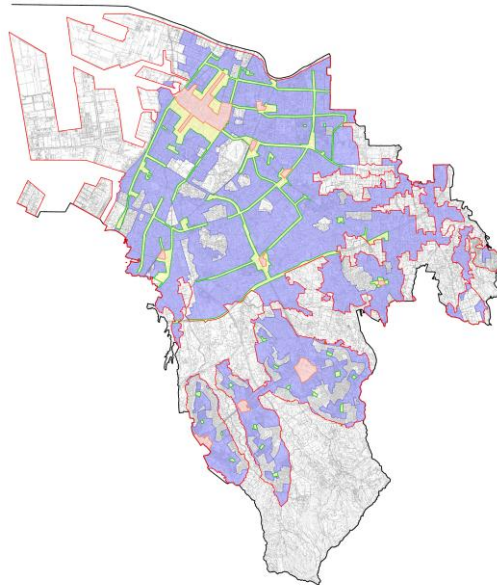
【指定を拡大する区域】

市街化区域のうち、以下の用途地域

- 第1種中高層住居専用地域
- 第2種中高層住居専用地域
- 第1種住居地域
- 第2種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域(美原区に限る。他区は指定済み。)
- 準工業地域

※風致地区を除く

	新たに準防火地域を指定する区域
	現行の準防火地域
	防火地域(変更なし)
	市街化区域



準防火地域内の住宅に
防火改修工事費の一部を補助（堺市）

準防火地域の指定拡大を契機に、火災による延焼の防止を図るため、増改築を伴わない防火改修工事に補助制度を設けています。

補助対象と補助率、補助限度額は次のとおりです。

▽補助対象＝準防火地域内（12月の拡大予定地域を含む）で、現に居住されている住宅。耐震性能を有しない住宅の場合は、耐震改修工事を同時に行う必要があります。

▽補助率＝3分の1

▽補助限度額＝80万円。ただし、省エネ改修工事を同時に行う場合は100万円。

【問合せ】

堺市建築都市局開発調整部建築安全課 TEL072-228-7482